

広島市告示（安芸区）第 7 1 号

令和 7 年 7 月 1 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 7 年 7 月 1 日から同月 1 5 日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
市道	安芸 1 区 1 号線	安芸区畑賀一丁目 6 8 番地 2 地先から	令和 7 年 7 月 1 日
		安芸区畑賀一丁目 6 8 番地 1 地先まで	
		安芸区畑賀一丁目 6 4 番地 5 地先から	令和 7 年 7 月 1 日
		安芸区畑賀一丁目 6 4 番地 5 地先まで	